

この20年を振り返って



平成7年設立時

20数年前を振り返って

弁護士 坂田 均



平成元年7月、「母が倒れた」という連絡があり、急遽京都に戻りました。父を看病していた母の予想外の事態でした。当時、私は東京で渉外系の東京青山法律事務所勤務しており、仕事も生活も充実してきた矢先の出来事でした。私はその日の新幹線で京都に戻り、結局、事務所は1か月後に退職しました。

事態が落ち着いた11月頃、坂本正寿先生の勧めで信和会（弁護士政策グループ）の会合に参加しました。そろそろ事務所を開設しようと思っていた頃でした。その会で偶然井上博隆弁護士と再会し、色々なお話をしました。翌日、井上弁護士から「一緒に事務所やりませんか」というお電話をいただきました。突然のことで驚きましたが、あまり迷うことなく申し入れをお受けしました。

この偶然によって、翌12月から井上弁護士のもとで弁護士生活を再開することになるのです。

京都でどのような弁護士活動をしたらいいのか、展望は開けていませんでした。

坂本先生のところにご挨拶に伺ったときに、「これからどうするんや」と聞かれ、考えがまとまっていたわけではありませんでしたが、「企業法務のできる法律事務所を作ろうと思います。10年以内に弁護士10名、最終的には20名くらいの規模にしたい。」と答えました。東京にあるような事務所を作りたいかっただけなのでしょう。残念ながら先生の反応は、「京都では難しいな」でした。個人事務所が主流だった当時の京都の状況からして当然の反応でした。「やっぱりあかんか」「京都で何していこ」と途方に暮れたのを覚えています。

平成2年4月に父を亡くしました。私が弁護士になったことを一番喜んでくれた父でした。父の死から一週間もたたない頃、修習中英書購読会でお世話になった折田泰宏弁護士から、「シャープが社内弁護士を探していますが行きますか」というお話をいただきました。途方に暮れていた当時の私には大変ありがたいお話で、喜んでお受けしました。それから、2年間、大阪長池にあるシャープ本社にパートタイム社内弁護士として通いました。東京青山法律事務所では、主に、外国企業に対す

る日本法のアドバイスをしておりましたが、シャープでは、アメリカ、欧州、中東、アジアと豊富な事業先の案件について相談があり、大変勉強になりました。

その後の私の行方を左右する野々山宏弁護士とは、日弁連欧州独禁法調査旅行や中国全人代法制工作委員会訪問団で意気投合し親しくなりました。平成5年頃のことですが、「合併しよか」といった一言が、大きな山を動かすことになりました。2年後に「御池総合法律事務所」が誕生しました。平成5年頃と言えば、マルチメディア時代が到来したと大いに騒がれ、私も、修士論文が著作権法であったこともあって、興味を持って勉強していました。野々山弁護士とパートナーを組んでいた長谷川彰弁護士に会食の席でマルチメディアの話をしたところ、早速、「京大の北川善太郎先生が興味を持ってはるわ。紹介してあげる。」ということになりました。北川先生は当時コピーマート構想を発表され社会的に注目されていました。平成8年頃、北川先生は比較法研究センターで「マルチメディア著作権研究会」という東京、大阪、京都の企業を対象にした研究講座を発足されました。私は、この研究会で、コーディネーターを1年間やらせていただくことになりました。参加者皆さんと近未来について手探りの議論をしていた記憶があります。刺激的でした。この時に知り合った多くの方々とその後もお付き合いをいただいています。長谷川弁護士との縁はこのようにして広がっていきました。

矢野塾のことについても触れておきたいと思います。平成4年頃、高校時代からの友人であるイセトーの小谷達雄氏から、地元の若手経営者の勉強会があるけれども参加しないかというお誘いを受けました。京大の矢野暢先生が主宰されている「矢野塾」でした。毎月矢野先生から与えられたテーマについて皆で議論するという方法で会は進められていました。規模は20名を超えていたと思います。皆さん若かったです。政治、経済、歴史、哲学、文学など未知の分野について慣れない頭を捻っていました。その後、会員の皆さんは立派に京都の文化界や経済界を支えておられます。

私は、平成4年3月でシャープを辞め、京都で弁護士業務に専念することになりました。当時、シャープで法務室長をしておられた菊地兵吾氏が、京都で地盤のないおぼつかない私を心配して、オムロンで法務室長をしておられた辻本勲男氏を紹介してくださいました。同氏からは京都の企業の状況、弁護士に期待すること等についてご指導いただきました。

私がライセンス関係の勉強会を計画したところ、シャープの水木弘氏、野田康子氏やオムロンの玉置秀司氏に参加していただけることになりました。京セラの三島幸男氏やスクリーンの森茂喜氏にもお声掛けしたところ参加していただくことができました。

平成4年5月に発足した「ライセンス勉強会」では、アメリカのソフトウェア著作権判例を読むことになり、判決を原文で読んでいました。今のようにデータベースもなく判例入手が大変でしたが、最先端のことをやっているという自負心もあって、皆さん良く勉強しておられま

した。教えられることの方が多かったように記憶しています。この勉強会は、その後、現在の関西企業法務研究会へと発展してきています。現在は、ライセンス関係にとどまらず、様々な法分野を勉強しており、法務スタッフの横のネットワーク（研修の場）として機能しています。

このように過去を振り返りますと、多くの人々に支えられて今日があるということを痛感します。ここにお名前を挙げるのでできなかった方々もたくさんおられます。現在、私には若い頃の「期待度」はありませんが、支えていただいた方々の恩に報いるため、ミッションを確実にやり遂げなければならないと感じています。

道半ばですが、御池総合法律事務所を皆様のお役にたてる法律事務所にするために頑張りたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

この20年を振り返って



平成7年設立時

これまでの20年と最近のこと

弁護士 長野 浩三



1995年に御池総合法律事務所が誕生して20年となる。私が弁護士登録したのも同じ年なので私の弁護士としての活動も20年となる。それぞれが専門分野を持ち、総合病院のような法律事務所にとの理想を掲げて誕生した当事務所で1年目の弁護士だった私は、登録当時、自分の専門分野をどうするか考えていた。当時、私は、井上弁護士の仕事を多く手伝っていたアソシエイトであったことから、金融（特に債権回収）の事件をたくさん担当し、判例集にもいくつかの事例が掲載された。しかし、金融機関の顧客がいなければこの分野の仕事は続かないことから、独立後に自分の専門分野とすることについてはあまり現実的に考えられなかった。その後、たまたま、東京海上日動火災保険株式会社の損害サービスの仕事をするようになり、この分野を業務の中心に据えることとなった。専門分野といえるためには、取り扱う数が多いをいうし、ノウハウを蓄積することによってより効率的に仕事をするのが可能となることから、報酬をいただく業務としては基本的に損害保険関係だけを扱うこととした。それまでは不動産関係、貸金、債務整理、離婚、相続など一般的な事件を一通りやっていたが、これらについては依頼があれば基本的に他の弁護士に任せ

て、損害保険分野に集中することとなった。近年は、弁護士が扱う事件、特に訴訟事件数が減少しているといわれているが、交通事故をはじめとする損害賠償事件は増加しているようであり（これには損害保険各社が、被害者になった際の弁護士費用を担保する弁護士費用特約を附帯するようになったことも大きく影響している。）、私の取り扱う事件数もかなり多数になった。損害賠償事件についても自動車保険ジャーナルに取り扱った裁判例が相当数掲載されたし、この分野の取扱件数としては全国、少なくとも京都ではトップクラスの弁護士になったはずである。損害保険の仕事は最新の法律上の論点があるものや医療知識が必要な事件などアカデミックな一面がある一方、いわば「きった、はった」の活動をしなければならない泥臭い面がある。さまざまな苦情を申し立てる被害者やいわゆる示談屋、反社会的勢力など一般の人や損害保険会社の従業員だけでは対応しきれない者らへの対応だ。特に示談屋、反社会的勢力については、何度でも不当とも思われる請求をしてくる可能性があることから、相手にする際には徹底的に対応することを心がけた。不当な請求を行えば弁護士がでてきて却って酷い事態になると思わせることが再発防止に一番良いからだ。